

附 属 機 関 等 の 概 要

平成 28 年 4 月 1 日 現在

| 担 当 部 課 名 | 空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室健康推進課 | | | | | | | |
|----------------|--|-----|-----|-------------|-------|-------------|------|-------------|
| 附属機関等の名称 | 北海道滝川保健所感染症診査協議会 | | | | | | | |
| 「附属機関」「委員会等」の別 | 附属機関 | | | | | | | |
| 設置年月日 | 平成 11 年 4 月 1 日 | | | | | | | |
| 設置根拠 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条 | | | | | | | |
| 設置目的 | <p>【目的】</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき人権尊重の観点から、就業制限、入院勧告及び入院期間の延長、並びに費用の負担に関する必要な事項を審議する。</p> <p>【所掌・協議事項】</p> <p>1 保健所長の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条 1 項の規定による通知、第 20 条第 1 項（第 26 条において準用する場合 2 お含む）の規定による勧告及び第 20 条第 4 項（第 26 条において準用する場合 2 お含む）の規定による入院の期間の延長並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な審議をすること。</p> <p>2 第 18 条第 6 項及び第 19 条第 7 項（第 26 条において準用する場合を含む）の規定による報告に関し意見を述べること。</p> | | | | | | | |
| 委員構成 | <p>1 委員数 7 名（うち女性 3 名）</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>委員数（うち女性委員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染症部会</td> <td>6 名（うち 2 名）</td> </tr> <tr> <td>結核部会</td> <td>5 名（うち 2 名）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※委員のうち 4 名は、感染症部会と結核部会を兼務</p> | | 名 称 | 委員数（うち女性委員） | 感染症部会 | 6 名（うち 2 名） | 結核部会 | 5 名（うち 2 名） |
| 名 称 | 委員数（うち女性委員） | | | | | | | |
| 感染症部会 | 6 名（うち 2 名） | | | | | | | |
| 結核部会 | 5 名（うち 2 名） | | | | | | | |
| 会議の公開状況 | 公開・一部公開・非公開・未決定の別 | 非公開 | | | | | | |
| | <p>【非公開の理由】</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条第 3 項に基づく患者個人に係る審議のため。</p> | | | | | | | |